別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年　月　日

{都道府県知事 / 市町村長} 殿

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１～７　（略）

８　特例措置に関する事項（別記様式第２の１～別記様式第２の15）

⑴～⑼　（略）

⑽　宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第１項の宅地造成等工事規制区域をいう。以下同じ。）内において行う行為であって、同法第12条第１項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域（同法第26条第１項の特定盛土等規制区域をいう。以下同じ。）内において行う行為であって、同法第30条第１項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、宅地造成（同法第２条第２号に掲げる宅地造成をいう。）又は特定盛土等（同法第２条第３号に掲げる特定盛土等をいう。）に関する工事に係るものにあっては、別記様式第２の10に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

⑾　宅地造成等工事規制区域内において行う行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域内において行う行為であって、同法第30条第１項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、土石の堆積（同法第２条第４号に掲げる土石の堆積をいう。）に関する工事に係るものにあっては、別記様式第２の11に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

⑿　河川法（昭和39年法律第167号）第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第２の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⒀　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第９条の２の４第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⒁　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の３の３第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の14に必要事項を記載の上、これを添付すること。

別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１～７　（略）

８　特例措置に関する事項（別記様式第２の１～別記様式第２の13）

⑴～⑼　（略）

（新設）

（新設）

⑽　河川法（昭和39年法律第167号）第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第２の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⑾　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第９条の２の４第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⑿　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の３の３第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。